

平成21年8月30日執行 衆議院議員総選挙をふりかえって

大阪府総務部市町村課 武田 雅史

はじめに

第45回衆議院議員総選挙は、昨年7月21日の衆議院本会議での解散を受け、8月18日公示、8月30日を選挙期日とする日程で執行された。

今回の解散総選挙にあっては、衆議院議員の任期満了まで1年近くとなった平成20年9月、当時の福田首相の辞任後、次期首相の下で近く解散が行われ、早ければ同年10月26日にも総選挙が執行されるとの報道がなされ、その後も同年11月2日や同9日に執行との報道もあったが、結局は「100年に1度の経済危機」のための経済対策を優先することを理由に解散は先送りされ、任期満了間近の8月30日に執行されることとなった。

選挙期日は、解散の日から40日後に設定されたが、この日程は公職選挙法の規定上、解散総選挙としては上限いっぱいまで期間が空けられ、解散から公示日までをとっても過去最長の28日間の間隔があった。これは前回平成17年の22日間と比較して6日間長かったわけであるが、総選挙ならではの事務量の多さに加え、総選挙の日程がなかなか確定しなかったために、立候補予定者説明会、市区町村委員長書記長会議・事務担当者会議をはじめ、各種届出受付等の会場確保を再三行わなければならない、事務処理に困難を強いられることとなった。市町村におかれても、夏休み期間中の選挙となり、投開票の場所や人員の確保に相当苦慮されたことと推察する。

また、候補者に対する便宜を図る観点から、第6区から第19区までの選挙長の事務を、各選挙区内の中核となる市選挙管理委員会にお引き受けいただき、立候補届出の受理、証明物品の交付、選挙会などの事務についてご苦労いただいたところである。

本稿では、このような状況のもと執行された今回の選挙について、管理執行面から大阪府の状況をふりかえることとする。

選挙人名簿登録者数等

今回の選挙における選挙人名簿登録者数（平成21年8月17日現在）は7,106,566人で、前回選挙（7,052,631人）より53,935人（0.8%）の増となった。一方、府内の在外選挙人は5,211人で前回選挙（3,792人）から1,419人（37.4%）の大幅増となった。衆議院選挙としては、今回から小選挙区選挙においても在外投票が可能となっており、制度改正後、海外居住者の在外選挙人名簿の登録が進んだことがうかがえる。

候補者

今回の大阪府内における衆議院議員小選挙区選出議員選挙においては、80名が立候補の届出を行った。

衆議院選挙では政党が候補者を届け出ることができるのが特徴となっており、この候補者届出政党は前回から3政党増えて8政党となった。一方で、政党間で事前に立候補者の調整が行われた選挙区もあったことから、政党届出による立候補者は59人となっており、前回と比較して1人の増加にとどまった。また、政党届出によらず、本人届出による立候補を届け出た者の数については、幸福実現党に所属する候補者が府内18選挙区で立候補を届け出たこともあって21名にのぼり、前回の2名から大幅に増加した。

立候補の届出の受付は、公示日の8月18日（火）

に、第1区から第5区の各選挙区については大阪府庁で、第6区から第19区の各選挙区についてはそれぞれの選挙区内の選挙長事務を行う市において行われた。

立候補届出を行った者は、全て法定の届出開始時間である午前8時30分までに受付場所に到着したため、くじにより届出の受付順位を決定し、このくじの結果に従って順次届出を受理した。

ポスター掲示場

今回の選挙のポスター掲示場数は、各投票区の面積及び平成21年3月2日現在の定時登録における選挙人名簿登録者数により算出した。その結果、前回より88箇所増え、その総数は12,935箇所であった。

ポスター掲示場については、各市区町村選挙管理委員会が設置するが、その設置場所の確保には毎回ご苦労いただいているところである。

また、ポスター掲示場の段及び区画数については選挙区ごとに当委員会が決定しており、市町村選挙管理委員会が円滑に設置作業を進めるためには、可能な限り早期に決定することが望ましいが、区画数を決定した後に増枠が生じないように、決定に際しては慎重な検討が必要である。

今回の選挙は衆議院の解散により発生したが、平成20年9月に解散の報道がなされたため、新聞報道等の情報などを考慮した上で、同年9月26日の委員会で各選挙区の区画数を決定し、同日に通知した。その後、選挙期日は1年近く先送りされたが、立候補者の動向から見て枠の増減の必要が生じる状況にはならなかったため、同決定により設置することとなった。

なお、各選挙区のポスター掲示場の設置数及び区画の数は下表のとおりである。

選挙公報

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報は、申請期日である8月18日午後5時までに立候補者80名全ての者から掲載の申請があった。掲載申請の受理に当たっては、内容の不備や申請期限に遅れることにより選挙公報に掲載されないような事態が生じないように、立候補予定者説明会や立候補届出書の事前審査時に十分説明した結果、全ての候補者の選挙公報を申請期日前に審査することができた。

なお、衆議院比例代表選出議員選挙の選挙公報及び最高裁判所裁判官国民審査の審査公報の原稿については、8月21日に総務省講堂において引き渡された。

掲載文の掲載順序は、小選挙区選出議員選挙においては、8月18日の午後5時30分から、比例代表選出議員選挙においては、8月21日の午前10時30分からくじを行い決定した。

選挙公報の印刷日程については、小選挙区選出議員選挙にあつては、8月19日に校正を行い、8月20日から8月22日の間に印刷及び市区町村選挙管理委員会への送付を完了した。また、比例代表選出議員選挙及び国民審査にあつては、8月21日に校正を行い、8月22日から8月24日の間に印刷及び市区町村選挙管理委員会への送付を完了した。

選挙区	第1区	第2区	第3区	第4区	第5区	第6区	第7区	第8区	第9区	第10区
設置数	599	436	475	561	529	702	621	492	1,002	551
区画の数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8

選挙区	第11区	第12区	第13区	第14区	第15区	第16区	第17区	第18区	第19区	計
設置数	727	676	681	868	1181	437	446	1,006	945	12,935
区画の数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	-

政見放送

今回の選挙における小選挙区の政見放送の実施放送局及び放送回数は下表のとおりである。

民放の実施担当放送局は、「政見放送及び経歴放送実施規程」により各都道府県選挙管理委員会が選挙ごとに告示することとされており、大阪府においては、民放との協議によって過去に定めた輪番により担当放送局を定め、7月27日に告示した。

政見放送の実施にあたっては、候補者数の把握や放送時間等の決定、その他具体的な取り扱いについて、当委員会と各放送局が緊密に連携をとりながら事務を進めていく必要がある。そのため、平成20年9月25日及び平成21年7月16日に担当放送局の事務担当者との打合せ会議を開催し、その席で、政見放送関連日程の説明、視聴率の高い放送時間帯の確保、他の放送局との時間帯の調整、立候補予定者説明会への出席及び配付資料の作成の依頼等を行った。

事前申込みの受付については、公示日の6日前から公示日の前日までの間、各担当放送局において行った。日本放送協会は土曜日の午前中も受付をするなど、候補者届出政党への便宜を図った。

政見放送の申込みは、8つの候補者届出政党が申込み期限である公示日の午後5時までにを行ったが、全てビデオテープの持込み方式であった。

公示日の午後5時に候補者数が確定したことから、各放送局に政見放送通知書を送付し、それを受けて各放送局から通知された放送予定日時に基づいて、同日の午後6時から委員会を開催し、放送日時を決定するとともに、午後7時から政見放送の順序をくじで定め、全候補者届出政党と各担当放送局に通知した。

氏名等掲示

公職選挙法では、期日前投票所及び市区町村選挙管理委員会の委員長の管理する不在者投票を記載する場所内の適当な箇所において、氏名等を掲示しなければならないとされている。

これらの投票で掲示すべき期間は公示日の翌日から選挙期日の前日までであるが、立候補者及び名簿届出政党等が確定するのは、公示日の午後5時の立候補届出終了後となり、翌日の期日前投票等までに氏名掲示を印刷物により手配することが時間的に困難であることから、府選挙管理委員会作成のものが配付されるまでの間、各市区町村選挙管理委員会において氏名掲示を作成し対応した。

比例代表選挙に係る政党名掲示については、大阪府選挙管理委員会において掲載順序を決定するくじ（公示日の午後6時30分から）終了後、この原稿をパソコンで作成したものをファクシミリにより市区町村選挙管理委員会あて送信し、それを拡大するなどして掲示するか、その送信内容をもとに独自に作成して掲示するかを市区町村選挙管理委員会が選択し、一時的な掲示を行うこととした。

その後、大阪府選挙管理委員会において作成した氏名等掲示を8月21日に各市区町村選挙管理委員会に直接送付し、市区町村で随時貼り替えを行うこととし、投票日当日における投票所でも同様のものを掲示した。

また、政党名掲示については、記載台外の投票所内に掲示する大きさのもの他に記載台内に掲示できるものを作成し、いずれか1種類を希望する市区町村選挙管理委員会に配付した。

なお、名簿登載者掲示については、今回の選挙か

放送事業者名		届出候補者数による政見放送の回数				
		1・2人	3～5人	6～8人	9～11人	12人以上
日本放送協会	テレビ	1回	2回	4回	6回	8回
	ラジオ	1回	1回	2回	3回	4回
株式会社毎日放送	テレビ	1回	1回	2回	3回	4回
	ラジオ	—	1回	2回	3回	4回
読売テレビ放送株式会社	テレビ	1回	1回	2回	3回	4回

ら、選挙人の利便の向上のため、氏名の掲示を従来の横書きから縦書きへと様式変更している。

この他、名簿登載者掲示は8月26日に、最高裁判所裁判官の氏名掲示は8月21日に各市区町村選挙管理委員会に直接送付した。

期日前投票・不在者投票

平成15年12月に期日前投票制度が創設されてから5年半が経過し、この間、府域全域を区域とする選挙の執行も回数を重ねてきたことから、期日前投票制度は広く選挙人に周知されてきているところである。今回の小選挙区選挙において期日前投票及び不在者投票を行った選挙人の数は881,231人にのぼり、前回(575,196人)と比較して306,035人(53.2%)上回る結果となった。

在外投票・洋上投票

在外投票の実施は、公職選挙法施行後から数えて今回で7回目となり、投票率は平成17年の衆議院議員総選挙から0.33%減の24.90%となったが、投票者数自体は1,295人と前回比で339人(35.5%)増加している。

在外投票については、平成17年9月、最高裁判所において、在外選挙を比例代表選挙に限って認めるとする制度は違憲である旨の判決が出されたことを受けて、選挙区選挙も在外投票の対象とする改正公職選挙法が平成19年6月1日をもって施行され、衆議院議員総選挙としては今回から小選挙区選挙についても在外投票が実施されている。

しかしながら、衆議院解散による総選挙という選挙期日が直前まで定まらない選挙にあって、しかも海外在住の選挙人に対し、いかに候補者等の情報を的確に伝達するかは、本制度における大きな課題と言えよう。

一方、洋上投票制度については、船員から指定選挙管理委員会である大阪市港区を通じて投票送信用紙等の交付請求はなく、本制度がより一層活用されることが期待される。

投票

投票は、8月30日午前7時より府内1,786箇所の投票所で一斉に開始された。

当日の天候は晴れであり、期日前投票者数も前回は大きく上回る結果となっていたことから、投票率の大幅なアップも期待されたが、午前11時時点の投票率は前回より0.16ポイント上回る19.31%に留まり、正午時点の投票率は逆に前回より0.32ポイント下回る25.86%となった。

また午後からの投票率も前回は下回り、午後5時時点では最大の3.40ポイントを下回る43.21%となったが、期日前投票・不在者投票・在外投票が加わった最終投票率では、66.79%と前回選挙の65.37%を1.42ポイント上回る結果となった。

しかし、全国平均投票率69.28%と比較すると、2.49ポイント下回っており、全国の都道府県の中では下から5番目の投票率であった。

なお、投票速報については、午前8時を初回とし、以降投票終了時刻まで1時間毎に発表を行った。

今回の選挙では、小選挙区選挙と比例代表選挙の投票用紙を誤って交付した事例や、子どもと一緒に投票所へ来所した選挙人に投票用紙を交付する際、同行していた子どもに誤って投票用紙を交付するといった事例が発生している。これらは、極めて初歩的なミスであるが、その結果は有権者の選挙権行使を無効にするなど極めて重大なものであることを十分認識し、今後の選挙において、管理執行上のミスの発生防止に万全を期すようお願いしたい。

開票

開票は、即日開票で午後8時50分から9時40分の間に府内72箇所の開票所で開始された。

また、開票速報については、小選挙区選出議員選挙は午後10時を初回とし、以降開票終了まで30分毎に、比例代表選出議員選挙は午後10時45分を初回とし、以降開票終了まで1時間毎に発表を行い、国民審査は最終のみ発表を行った。

最終的に全ての団体の開票が確定した時刻は、小

選挙区は8月31日午前4時24分、比例代表は同日午前4時36分、国民審査は同日午前3時26分であった。

なお、今回の投・開票速報では、不在者投票者数を当日有権者数にダブルカウントしているなどの単純ミスが多く発生したため、開票結果の確定が前回より大幅に遅くなったことは選挙結果を速やかに有権者に知らせるといった意義からいえば大変残念な結果であり、今後、チェック体制の強化などに努め、集計誤りや報告誤りの発生防止に万全を期すことが大きな課題となった。

おわりに

今回の選挙は、前回総選挙以降、毎年のように内閣が交替するという不安定な政治情勢を受けて、「政権交代」が実現するかどうか最大争点となり、前回の「郵政解散」による総選挙同様、国民の関心が非常に高い選挙であった。

はじめにも触れたが、選挙日程が流動化する中で事務処理は非常に難しく、市区町村の方々のご苦労とご負担はひとかたならぬものであったと推察される。

そのような状況下で、管理執行上のミスがいくつか発生し、次回への課題が残ったものの、選挙の管理執行の不備を理由に選挙や当選の効力を争うといった事態が生じなかったことは幸いであった。

本年7月には参議院議員通常選挙が執行される見通しとなっており、各市町村の選挙管理委員会におかれては、今回発生した管理執行上のミスについて確認を行っていただくと同時に、投開票速報態勢についても改めてチェックをしていただき、選挙の適正かつ迅速な管理執行について万全の態勢をとっていただくようお願いしたい。

なお、小選挙区の投票率については、66.79%と前回は1.42ポイント上回り、一時ほどの低迷した状態は脱したとも言えるが、依然として全国平均を下回る状況にあることは非常に残念なことである。

このことから、啓発活動については、今後とも市区町村の方々と連携しながら、様々な機会を通して府民に対する投票参加を呼びかけていきたい。